

介護保険料 特別徴収(仮徴収)変更通知書を送付します

○平成30年度の介護保険料 特別徴収額（6・8月分）を変更しましたので、お知らせします。

☆特別徴収額とは、年金から天引きさせていただく介護保険料のことです。

平成30年度	仮徴収額			本徴収額		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

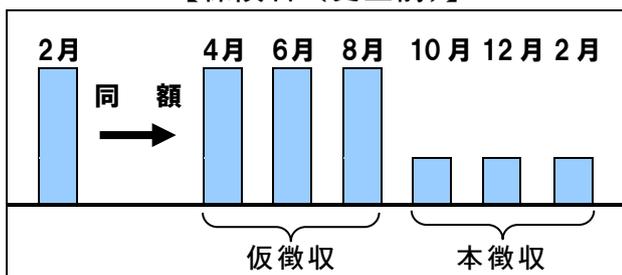
今回の変更は、事業計画の3年に1度の見直しによる保険料の改定によるものです。

平成30年度の特別徴収（仮徴収）額（4・6・8月分）につきましては、平成29年7月に「平成30年2月分の保険料と同額を徴収します」と通知しておりましたが、このままでは各納期月の負担に大きな差が生じます。

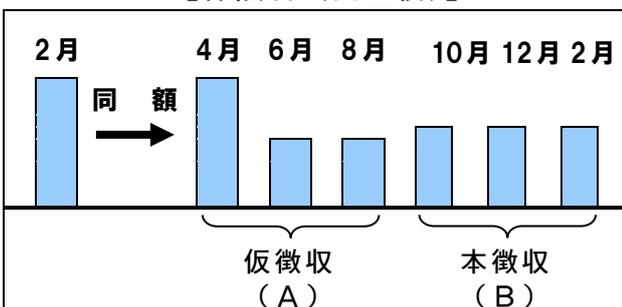
そのため、平成30年6・8月の保険料を引き下げ又は引き上げることにより、その負担の差を少なくするものです。

《引き下げて調整する場合》

【保険料（更正前）】

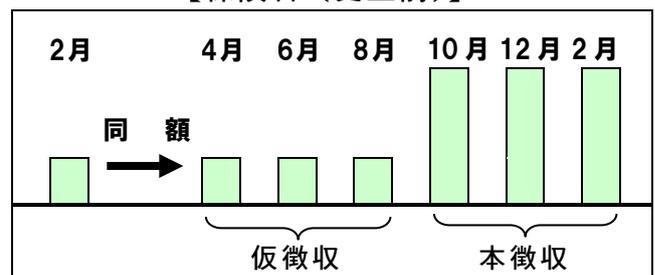


【保険料（更正後）】

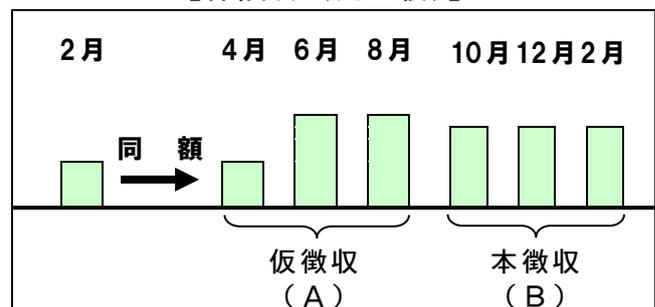


《引き上げて調整する場合》

【保険料（更正前）】



【保険料（更正後）】



※年度前半の仮徴収額(A)と年度後半の本徴収額(B)がほぼ同額になるように調整します。そのため、6・8月分の仮徴収額を引き下げ又は引き上げるものです。

○年間の保険料につきましては、平成30年度住民税が確定後の平成30年7月に再度お知らせします。

○保険料の支払いにつきましては、年金から天引きされますので何も手続きをされる必要はありません。

通知書の見方につきましては、裏面に記載しております。

《通知書の見方》

- ・ 更正通知書の上段右側に更正理由を記載しています。

更正理由	仮徴収額変更
更正年月日	平成 年 月 日

- ・ 上記の更正理由により、期別保険料欄に更正前保険料・更正後保険料を記載しています。

仮徴収保険料	① 円
--------	-----

.....▶ ① 本年度4・6・8月分の保険料合計額です。

これまでの保険料納付等

徴収方法	①
特別徴収義務者	②
特別徴収対象年金	③

-▶
- ① あなたの納入方法（普通徴収又は※特別徴収）です。
 - ② ①が※特別徴収のとき、その徴収義務者（例：厚生労働大臣）です。
 - ③ ①が※特別徴収のとき、その年金の種類（例：老齢基礎年金）です。

※ 特別徴収とは、自動的に年金より天引きすることです。

期別保険料

月	更正前保険料		更正後保険料		普通徴収の場合の納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月	①	②	③	④	⑤
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					
通知済随時額 今回決定額					
仮徴収保険料	⑥		⑦		差引増減額 ⑧

-▶
- ① 更正前の特別徴収の納期別保険料です。
 - ② 更正前の普通徴収の納期別保険料です。
 - ③ 更正後の特別徴収の納期別保険料です。
 - ④ 更正後の普通徴収の納期別保険料です。
 - ⑤ 普通徴収の期別ごとの納期限です。
 - ⑥ 更正前の仮徴収（4・6・8月分）の保険料合計額です。
 - ⑦ 更正後の仮徴収（4・6・8月分）の保険料合計額です。
 - ⑧ 本年度の6・8月分増減額分です。

平成30年度から介護保険料が変わります

平成30年4月から第7期介護保険事業計画がスタートし、これから平成32年度まで3年間の保険料が決まりました。

介護保険制度は、65歳以上の方(第1号被保険者)が納付いただく保険料と40歳から64歳までの方(第2号被保険者)が医療保険と併せて納付いただく保険料に加え、国・県・市の公費(税金)を財源として運営しています。

第1号被保険者の保険料は、計画期間3年間に必要となる介護給付費と地域支援事業費の見込み額に対して、第1号被保険者が負担する割合23%相当の額を、その被保険者数で割り、基準となる保険料が算出されます。

この計画期間における第1号被保険者の保険料は、下の表のとおり改定されました。

基準保険料額の算出方法

第7期介護保険事業計画期間中に必要な介護サービスの総費用額

第1号被保険者の負担割合(23%)

×

第1号被保険者(65歳以上の方)の人数

第7期事業計画期間(平成30~32年度)の第1号被保険者保険料

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額(年金に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	35,100 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額(年金に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	58,500 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額(年金に係る所得を除く)+課税年金収入額が120万円超の方	0.75	58,500 円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額(年金に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	70,200 円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額(年金に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円超の方	1.00	78,000 円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	93,600 円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30	101,400 円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	117,000 円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.55	120,900 円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.70	132,600 円

※ 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額です。平成30年4月から、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。